

岐阜県農畜水産業活性化協議会設置要綱

(設置)

第1条 本県農畜水産業を取り巻く環境は、環太平洋パートナーシップ（以下「TPP」という。）協定をはじめとした経済連携協定の交渉が進みつつあり、また少子高齢化による担い手の減少、鳥獣被害や耕作放棄地の増加等、厳しい状況にあることから、国際化にも対応した足腰の強い農畜水産業への構造改革を推進する必要がある。そこで、TPP協定等参加への対応等について県内の関係団体等から幅広く意見を聞くため、岐阜県農畜水産業活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(聴取事項)

第2条 協議会においては、次に掲げる事項について意見を聴取する。

- (1) TPP協定等参加等国際化に対応した本県農畜水産業の構造改革に関すること
- (2) その他、本県農畜水産業の活性化に関すること

(組織)

第3条 協議会の委員は、県農畜水産業の持続的な発展に資するという観点から別表で定める団体の代表者で組織する。

- 2 協議会に座長を置き、委員のうちから互選する。
- 3 座長は、会議の進行を行う。
- 4 座長は、座長代理を指名することができる。
- 5 座長代理は、座長を補佐し、座長に事故あるとき、又は座長が欠けたときはその職務を代行する。

(会議)

第4条 協議会は、知事が招集する。

- 2 知事は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務局)

第5条 協議会の事務局は、岐阜県農政部農政課に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な事項は、知事が定める。

附 則

この要綱は、平成25年8月6日から施行する。

この要綱は、平成26年9月16日から施行する。

この要綱は、平成29年9月25日から施行する。

この要綱は、平成30年3月25日から施行する。

別表（第3条関係）

	団体名
1	岐阜県市長会
2	岐阜県町村会
3	岐阜県農政審議会
4	一般社団法人岐阜県農業会議
5	岐阜県農業協同組合中央会
6	一般社団法人岐阜県畜産協会
7	岐阜県土地改良事業団体連合会
8	岐阜県指導農業士連絡協議会
9	岐阜県農業法人協会
10	岐阜県農業参入法人連絡協議会
11	岐阜県J A女性連絡協議会
12	岐阜県女性農業経営アドバイザーいきいきネットワーク
13	「ぎふの田舎へいこう！」推進協議会
14	岐阜県漁業協同組合連合会
15	岐阜県農林水産物輸出促進協議会
16	日本貿易振興機構岐阜貿易情報センター
17	公益財団法人岐阜県産業経済振興センター
18	岐阜県食品産業協議会
19	生活協同組合コープぎふ